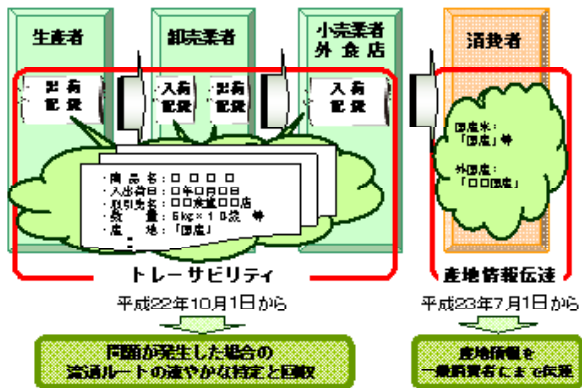


消費者の視点に立って、米流通の適正化を図るため

平成22年10月1日から米トレーサビリティ法が施行されます (米・米加工品の取引等の記録の作成・保存と産地情報の伝達が義務づけられます)



○対象となる事業者は？

米・米加工品を取り扱う幅広い事業者が対象です。米販売農家や農協、米販売店、米（ご飯）を提供する飲食店、小売店（スーパー、農産物直売所）、食品製造業者、食品卸売業者などが対象です。

○対象品目（米穀等）は？

玄米、精米や白めし、おかゆ、寿司、弁当、チャーハン、オムライス、カレーライス、赤飯、ドリア、おにぎりなどご飯として提供する料理

その他として、米粉、米こうじ、もち、だんご、米菓（煎餅、あられ等）、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象品目となります。

○対象事業者の役割は？

- ・ トレーサビリティ（取引等の記録の作成・保存）：平成22年10月1日施行
→米・米加工品を、①取引（譲受け、譲渡し）、②事業所間の移動（搬出、搬入）、③廃棄又は亡失を行った場合には、その記録を作成し、保存します。
- ・ 産地情報の伝達（取引等に伴う産地情報の伝達）：平成23年7月1日施行
→取引等に伴い産地情報を消費者まで伝達します。

○記録はどのように作成して保存すればよいか？

右のような必要な事項が記載された納品書、取引伝票、送り状、規格書等（帳簿でも可）を保存することで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

※保存期間は、原則3年。（賞味期限等に応じて3ヶ月、5年と異なります。）

◎集荷業者に出荷している米販売農家の方は、業者から発行される必要な事項が記載された荷受明細等を保存してください。

納品書(控) 売上

お客様コード: 10000000
〒0000-0000 東京都0000
00-0000

受注番号: 00000000
発注日: 00年00月00日

納品日: 00年00月00日

株式会社000000 様

TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

各席よりご注文いただきます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単位	金額
1	A000000	〇〇県産 〇〇〇 (10kg)	4	箱	XXXX
2	B000000	〇〇県産 〇〇〇 (5kg)	10	箱	XXXX
3	C000000	〇〇県産 〇〇〇 AM	5	箱	XXXX
4	D000000	〇〇県産 〇〇〇 M	10	箱	XXXX
5	E000000	〇〇県産 〇〇〇 L	5	箱	XXXX
計					XXXXXX
消費税					XXXXXX
合計					XXXXXX
送料					XXXXXX
計					XXXXXX
納品数量計					40.00

〇〇〇〇株式会社 △△平社
〒0000-0000 東京都0000
00-0000

担当者: XXX
TEL: 03-0000-0000
FAX: 03-0000-0000

取引先の名称又は氏名
年月日: 搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)

搬入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載)

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

※※: 「[国産]」「[〇〇県産]」「[〇〇県産]」等と記載詳細はP4の方法に準ずる

※※ 平成22年7月1日より前に、
① 国内で生産されたものかつ
② 輸入されたものについては、
国内貿易等に記載された
ものについては、対象外です。

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称・氏名となります。

○消費者への産地情報の伝達手段はどのようにしたらよいか？

産地が国内であれば「国産」「国内産」「〇〇県産」等、外国であれば「〇〇国産」と商品の包装に記載するかメニューに記載するか店内に掲示するなど産地情報を伝達します。

【お問い合わせ先】
 関東農政局栃木農政事務所食糧部計画課 TEL 028-633-3426
 米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html
 栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班 TEL 028-623-2298